

コンプライアンス規定

佐賀県バレーボール協会

第1条 目的

この規定は、佐賀県バレーボール協会（以下「本協会」という。）における全ての役員及び全てのチーム関係者がバレーボールの普及、振興、発展に尽くす上で、規約に則った良識ある行動に努め、協会員として誠実さと公明性を保つためのものである。それぞれがその責務を全うし、指導者として倫理・コンプライアンス（法令遵守を含む社会通念や倫理を尊重する行動をいう。以下、同じく用いる。）を逸脱する行為等により他からの疑惑や不審を招くことがないように、禁止事項等ガイドラインを通して注意喚起することを定める。

第2条 禁止事項

1. 指導者及び役員として、著しく品位又は名誉を傷つける行為
2. 体罰、暴力、暴言、セクシャルハラスメント、個人的な差別など、人権尊重の精神に反する言動、行為
3. 競技における不正行為など、フェアプレーの精神に明らかに反する行為
4. 著しくスポーツマン精神に反する行為
5. 不正な会計処理
6. 金品の授受
7. その他、本協会の品位又は名誉を傷つける行為

第3条 調査・処分

1. 処分内容

禁止事項に該当する行為があった場合、役員及びチーム関係者にあつては、指導者資格及び競技会等への参加などを、一定期間又は永久の停止、あるいはその他の処分を行う。

ただし、禁止事項に該当する行為が当事者の故意でなく軽微な場合は、注意又は警告にとどめる。

2. 調査委員会の設置

コンプライアンス委員会（以下「当委員会」という。）はコンプライアンス・責務等に反する発生報告を受けて、関係の事項について調査審議を行う調査委員会を置くことができる。

調査委員会は5名の委員とし関係の部会・委員会等から会長が委嘱する。

調査委員会で調査審議した事項は、当委員会に報告しなければならない。

3. 処分の手続き

コンプライアンス・責務等に反する事項に対する処分は、調査委員会の調査報告を受け、当委員会での審議を経て、会長へ具申を行う。会長は常任理事会に諮ることができる。

第4条 コンプライアンス委員会の構成

委員は、下記の基準により、本協会常任理事および学識経験者の中から会長が委嘱する。

1. 委員長 …… 1名
2. 副委員長 …… 1名
3. 委員 …… 4名
4. 事務局 …… 1名

第5条 委員の任期

委員の任期は、本協会の役員の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

第6条 その他

1. コンプライアンス規定に定めるほか、細則については必要に応じて別に定める。
2. この規定は、令和元年 7月 26日から施行。
3. 令和3年7月30日、一部改正。
4. 令和4年 4月 2日、一部改正（コンプライアンス規定に名称替え）。